

簡易専用水道給水開始報告事項変更（廃止）報告 審査基準

水道法

第3条第7項

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

水道法施行細則

第23条

2 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道給水開始報告書に記載した事項に変更があったとき、又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告事項変更(廃止)報告書(別記第三十二号様式)により知事に報告するものとする。ただし、簡易専用水道の設置者が東京都給水条例第三十三条の四第二項の規定による届出を行った場合は、この限りでない。